

大分県新価値創出支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、県内中小企業がクリエイターと協働して企業の商品・サービスの付加価値向上に資する取り組みを実施するにあたって必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「県内中小企業」とは、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業者、又は役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者は除く。）であって、大分県内に主たる事業所を置く者をいう。ただし次号に定めるクリエイターを除く。

2 この要綱において「クリエイター」とは、商品・製品・パッケージ等のデザインをはじめとして映像や音楽、ソフトウェア等の企画・制作等を行う者を指し、創造性、創造力が豊かで高い技術（スキル）を有する人材をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助事業者」という。）は、申請年度のおおいたクリエイティブ活用促進事業で実施する各種ワークショップ、マッチングイベントに参加実績のある県内中小企業とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、自社の経営課題を解決するために、クリエイターと協働して行う新規商品やサービス等の開発、既存商品やサービス等の高付加価値化、販路の拡大を図るための自社業務の改善、ブランディング等を行う取り組みとする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 同一の補助対象事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施（変更）計画書（別紙1）

- (2) (賃上げコースで申請する場合) 賃金増加率計算表 (当初・変更) (別紙2)
- (3) 所要額調書 (別紙3)
- (4) 別表に掲げる補助対象経費に係る見積書等の写し
- (5) 誓約書 (第2号様式)
- (6) (賃上げコースで申請する場合) 申請前1月分の賃金台帳の写し
※給与形態等によっては、1月分以上必要となる場合があります。
- (7) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書 (個人事業者については本人確認書類)の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による補助金交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容 (賃上げコースから通常コースへの変更を含む) 又は経費の配分の変更 (知事が定める軽微な変更を除く。) をする場合は、補助金変更承認申請書 (第3号様式) を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿 (預金通帳、金銭 (預金) 出納簿等) 及び証拠書類 (契約書、領収書等) は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団 (同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告

により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（8）その他、規則、実施要領、制度要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減（又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20%以内の増減）

（補助金の交付決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第10条 規則第9条の規定による状況報告は、知事が事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（補助金の交付方法）

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施結果報告書（別紙1）
- (2) （賃上げコースで申請した場合）賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて賃金増加率計算表対象外従業員一覧（別紙2）、就業規則等の関連書類の写し）
- (3) 補助金精算書（別紙3）
- (4) 実施した内容が明らかな書類（納品書等）

(5) 経費の支出を証する書類（請求書・振込依頼書（振込受付書）・費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し、必要に応じて領収書の写し等）

(6) その他知事が必要と認める資料

2 前項による実績報告書の提出があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行うものとする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（交付決定の取り消し）

第15条 規則第15条の規定による交付決定の取り消し事由が生じた場合、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の取り消し事由は次のとおりとする。

(1) 事実上の事業の停止および停止予告を行った場合

(2) 認定を受けた事業内容を県の承諾なく変更した場合

(3) 県の求める、事業に関する報告等を故意に怠った場合

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明した場合

(5) その他知事の定める事由による

3 前項の規定は、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 知事は、補助金の交付決定の取り消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、前条の規定による交付決定の取消を受けた場合、もしくは、何らかの理由により事業の中止又は廃止の承認に伴い、既に交付を受け、返還すべき補助金がある場合には、当該金額を知事が定める日までに県に返還しなければならない。

（書類の提出部数）

第17条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部（正本1部）とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度の予算に係る大分県新価値創出支援補助金から適用する。

この要綱は、令和7年度の予算に係る大分県新価値創出支援補助金から適用する。

別表（注1）

事業 実施 主体	補助対象経費区分及び詳細	補助率及び補助上限額		
		補助率	コース区分	補助上限額
県内 中小 企業	1 販売促進費 ・印刷製本費 ・業務委託費 （クリエイターに支払う業務委託費） ・謝金（注2） 2 事業推進費 ・著作権の出願等知的財産権取得経費	1/3 以内	通常コース	300 千円
同上	同上	1/2 以内	賃上げコース （注3）	400 千円
振込に係る手数料は対象外とする。				

注1 全ての区分において、消費税・人件費・旅費は除く。

注2 クリエイターが補助事業の指導または助言を行う際に支払うものに限る。

注3 賃上げコースを選択した場合は全従業員に支払った賃金（残業代や賞与、各種手当役員に支払った給与や役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）を全体で 1.5%以上引き上げかつ支払いを完了させること。支払いは申請年度の4月1日～事業完了日又は申請年度の1月末日のいずれか早い期日までに行うこと。条件を満たさない場合は、交付決定の取り消しとなるので注意すること。

第1号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
事業者名
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 交付申請書

大分県新価値創出支援補助金の交付を受けたく、大分県新価値創出支援補助金要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金申請金額 金 _____ 円 ※別紙3のF欄

申請コース区分 (通常コース ・ 賃上げコース)

賃金引上げ予定年月日 令和 年 月 日 (賃上げコースのみ)

事業完了予定年月日 令和 年 月 日

事業の目的及び内容

備考

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

添付資料

- (1) 補助事業実施計画書（別紙1）
- (2) （賃上げコースで申請する場合）賃金増加率計算表（別紙2）
- (3) 所要額調書（別紙3）
- (4) 別表に掲げる補助対象経費に係る見積書等の写し
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) （賃上げコースで申請する場合）申請前1月分の賃金台帳の写し
※給与形態等によっては、1月分以上必要となる場合があります。
- (7) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書（個人事業者については本人確認書類）
の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

第1号様式：別紙1（第6条関係）

補助事業実施（変更）計画書

申請者概要	事業者名		代表者氏名	
	所在地	〒		
	創業年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	業種			
	製造・販売品目			
	資本金	万円		
	従業員数	役員 名、社員 名、パート・アルバイト 名、計 名		
	連絡担当者氏名		e-mail	
	TEL		FAX	
参加イベント	・ワークショップ 令和 年 月 日 実施 令和 年 月 日 実施			
	・マッチングイベント 令和 年 月 日 実施 令和 年 月 日 実施			
コース	・通常コース ※いずれかに○をすること ・賃上げコース			
賃上げ計画	※賃上げコース申請者のみ記入。 詳細は賃金増加率計算表（別紙2）に記載すること。			

事業内容	事業の内容（クリエイターとの協働を含めて具体的に記入すること）		
	協働するクリエイター名		
	実施予定期間	令和 年 月 日～	令和 年 月 日
経費区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売促進費 ・ 事業推進費 <p style="text-align: center;">※該当経費区分に○をすること。複数選択可能。</p>		
経費総額（見込）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売促進費 計 円 ・ 事業推進費 計 円 【総計】 計 円 		

賃金増加率計算表（当初・変更）

交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳	令和	年	月	分
賃金引上げ予定日	令和	年	月	日
引上げた賃金の最初の支給日（交付申請日以降）	令和	年	月	日

	労働者 氏名	生年 月日	採用 年月日	A			B				
				賃上げ前 賃金等単価 (支給済)	時	日	賃上げ前 月額賃金 (支給済)	賃上げ後 賃金等単価 (予定)	時	日	賃上げ後 月額賃金 (予定)
1				円			円	円			円
2				円			円	円			円
3				円			円	円			円
4				円			円	円			円
5				円			円	円			円
6				円			円	円			円
7				円			円	円			円
8				円			円	円			円
9				円			円	円			円
10				円			円	円			円
				計			円	計			円
								増加率		%	

- ※全従業員（交付申請時に提出する賃金台帳に記載のある従業員）を対象とする。
- ※賃金増加率計算表には、全従業員に支払った賃金のうち、基本給に該当するものを記載する。基本給が最低賃金を下回っている場合は、最低賃金の計算に含む諸手当を明示するなど、最低賃金を下回っていないことを証明する書類を提出すること。
- ※賃金増加率計算表における増加率が、賃上げ前より1.5%以上増えている場合に要件達成となる。ただし、すべての従業員に対して支払う賃金において、賃金増加率計算表に含まれない各種手当等への引き下げがされていないか賃金台帳等で確認のうえで最終的に判断する。
- ※「A 賃上げ前賃金等単価（支給済）」欄には、交付申請時点での直近1か月分の賃金台帳をもとに、賃金等単価（時給・日給・月給）を記入すること。
- ※「B 賃上げ後賃金等単価（予定）」欄には、引上げ後の賃金等予定単価（時給・日給・月給）を記入すること。
- ※時給・日給雇用者については、賃上げ後の労働時間数及び労働日数は交付申請時点での直近1か月分の実績で計算すること。
- ※交付申請時に提出する賃金増加率計算表には記載があるが、その後休職、退職等で賃上げ後の賃金台帳に記載がない者、賃上げ前の賃金台帳には記載がないがその後雇用された者については、増加率算出の対象から除外し、賃金増加率計算表対象外従業員一覧に記入すること。
- ※賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている従業員（時給→日給など）は、同条件での比較が困難であることから、増加率算出の対象から除外し、賃金増加率計算表対象外従業員一覧に記入すること。
- ※実績報告時に賃金増加率計算表を作成する場合、この表中の「賃上げ後賃金等単価（予定）」を「賃上げ後賃金等単価（支給済）」に、「賃上げ後月額賃金（予定）」を「賃上げ後月額賃金（支給済）」にそれぞれ読み替え、直近1か月の賃金をそれぞれ記入するものとする。

第1号様式：別紙3（第6条関係）

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 所要額調書

(単位：円)

収入		
A	収入額	円
支出		
B	対象経費支出予定額	円
補助額		
C	対象経費支出予定額（B）に補助率を乗じた額【※1】	円
D	補助金申請コース区分における上限額【※1】	円
E	選定額（CとDを比較して少ない方の額）	円
F	補助金申請コース区分における補助金申請額 （Eの千円未満切捨）【※2】	円

【※1】別表に定める申請コース区分の補助率及び補助上限額

【※2】申請額は税抜で記載すること

所要額調書内訳

1 収入 (A)

(単位:円)

項目	経費内容	見込額
県費補助金		
事業者負担分		
その他		
(A) 総計		円

2 支出 (B)

経費区分	経費内容	見込額
販売促進費		
計		円
事業推進費		
計		円
(B) 総計		円

第2号様式（第6条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人では
ありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
事業者名
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県新価値創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 補助事業実施（変更）計画書（別紙1 第6条関係）
※変更後の内容で作成
- 3 貸金増加率計算表（当初・変更）（別紙2 第6条関係）
※貸上げコースのみ
- 4 大分県新価値創出支援補助金所要額変更調書（別紙1 第7条関係）
- 5 その他参考となる関係資料

第3号様式：別紙1（第7条関係）

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 所要額変更調書

(単位：円)

収入		
A	収入変更額	円
支出		
B	対象経費支出予定変更額	円
補助額		
C	対象経費支出予定変更額（B）に補助率を乗じた額【※1】	円
D	補助金申請コース区分における上限額【※1】	円
E	選定額（CとDを比較して少ない方の額）	円
F	補助金申請コース区分における補助金変更申請額 （Eの千円未満切捨）【※2】	円
G	既交付決定額	円
H	今回追加（減少）額（F－G）	円

【※1】 別表に定める申請コース区分の補助率及び補助上限額

【※2】 申請額は税抜で記載すること

所要額変更調書内訳

1 収入 (A)

(単位: 円)

項目	経費内容	見込額	変更額	差引額
県費補助金				
事業者負担分				
その他				
総計	円	円	(A) 円	円

2 支出 (B)

経費区分	経費内容	見込額	変更額	差引額
販売促進費				
計	円	円	円	円
事業推進費				
計	円	円	円	円
総計	円	円	(B) 円	円

(公印省略)

第4号様式(第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

殿

大分県知事

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県新価値創出支援補助金第8条の規定により通知します。

記

- 1 大分県新価値創出支援補助金対象経費 金 円
- 2 大分県新価値創出支援補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容(賃上げコースから通常コースへの変更を含む)又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助金変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(預金通帳、金銭(預金)出納簿等)及び証拠書類(契約書、領収書等)は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 補助事業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか

になったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

- (7) 第6条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第8号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則、実施要領、及びこの要綱の定めに従うこと。

第5号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
事業者名
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県新価値創出支援補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

大分県新価値創出支援補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の漢字表記の部分及びカナ標記の部分の確認できる箇所）を併せて添付すること。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
事業者名
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度 大分県新価値創出支援補助事業 実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助事業について、下記のとおり報告します。

記

補助金申請金額 金 _____ 円 ※別紙3のG欄

申請コース区分 (通常コース ・ 貸上げコース)

貸金引上げ年月日 令和 年 月 日 (貸上げコースのみ)

事業完了日 令和 年 月 日

事業の目的及び内容

備考

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額

添

添付資料

- (1) 補助事業実施結果報告書（別紙1）
- (2) (賃上げコースで申請した場合) 賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて賃金増加率計算表対象外従業員一覧（別紙2）、就業規則等の関連書類の写し）
- (3) 補助金精算書（別紙3）
- (4) 実施した内容が明らかな書類（納品書等）
- (5) 経費の支出を証する書類（請求書・振込依頼書（振込受付書）・費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し、必要に応じて領収書の写し等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

補助事業実施結果報告書

申請者概要	事業者名		代表者氏名	
	所在地	〒		
	創業年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	業種			
	製造・販売品目			
	資本金	万円（登記予定者は予定額）		
	従業員数	役員 名、社員 名、パート・アルバイト 名、 計 名		
	連絡担当者氏名		e-mail	
	TEL		FAX	
参加イベント	・ワークショップ 令和 年 月 日 実施 令和 年 月 日 実施 ・マッチングイベント 令和 年 月 日 実施 令和 年 月 日 実施			
コース	・通常コース ※いずれかに○をすること ・賃上げコース			
賃上げ結果	※賃上げコース申請者のみ記入。 詳細は賃金増加率計算表（別紙2）に記載すること。			

事業内容	事業の内容（クリエイターと協働した具体的な内容を記入すること）
	事業計画実施による効果（具体的に記入すること）
	協働したクリエイター名
	実施期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日
経費区分	<ul style="list-style-type: none"> ・販売促進費 ・事業推進費 <p style="text-align: right;">※該当経費区分を選択すること。複数選択可能。</p>
経費総額	<ul style="list-style-type: none"> ・販売促進費 計 円 ・事業推進費 計 円 【総計】 計 円 <p>※詳細は別紙3に記入すること</p>

賃金増加率計算表対象外従業員一覧

	労働者氏名	生年月日	採用 年月日	対象外理由	理由書の 要・不要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第6号様式：別紙3（第13条関係）

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 精算書

(単位：円)

収入		
A	収入額	円
支出		
B	対象経費支出済額	円
補助額		
C	対象経費支出済額（B）に補助率を乗じた額【※1】	円
D	補助金申請コース区分における上限額【※1】	円
E	選定額（CとDを比較して少ない方の額）	円
F	補助金申請コース区分における補助金所要額 （Eの千円未満切捨）【※2】	円
G	大分県新価値創出支援補助金交付決定済額	円

【※1】別表に定める申請コース区分の補助率及び補助上限額

【※2】申請額は税抜で記載すること

精算書内訳

1 収入 (A)

(単位：円)

項目	経費内容	収入額
県費補助金		
事業者負担分		
その他		
(A) 総計		
円		

2 支出 (B)

経費区分	経費内容	支出額
販売促進費		
計		
円		
事業推進費		
計		
円		
(B) 総計		
円		

※支出 (B) は金額がわかる書類を添付すること。

(公印省略)
第7号様式(第14条関係)

令和 年 月 日
第 号

殿

大分県知事

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日に提出のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助金実績報告書に基づき、令和 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定したので、大分県新価値創出支援補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

第8号様式（第6条関係）

令和 年 月 日

大分県知事 殿

住所
事業者名
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金にかかる消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた令和 年度大分県新価値創出支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

- 1 大分県新価値創出支援補助金要綱第14条の規定による確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要大分県新価値創出支援補助金返還相当額）
金 円
- 3 添付資料
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

(公印省略)
第9号様式(第15条関係)

令和 年 月 日
第 号

殿

大分県知事

令和 年度 大分県新価値創出支援補助金 交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度大分県新価値創出支援補助金は、下記の事由により取り消すこととしたので、大分県新価値創出支援補助金交付要綱第15条第4項の規定により通知します。

記

1 取り消し事由